平成２４年（フ）第２６６号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地10棟15号
債務者　清水　重明
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４号
愛媛県新居浜市新田町２丁目５番24号、前住所愛媛県新居浜市新田町２丁目４番31号
債務者　藤原　敬士
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１１０号
宮崎県都城市都原町7426番地１棟405号
債務者　高橋さち子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第３２号
兵庫県洲本市栄町２丁目３番30号　栄町サンプラザ606号
債務者　平田　龍志
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号
兵庫県洲本市栄町２丁目３番30号　栄町サンプラザ606号
債務者　平田　涼子（旧姓広川・生田）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６号
山口県下関市古屋町２丁目１番４号
債務者　原崎　博征
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
徳島県海部郡美波町伊座利３番地、前住所埼玉県入間市宮寺729番地３　グリーンコート204
債務者　上舘　俊夫
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１０４号
鹿児島県志布志市志布志町安楽3012番地３生活訓練施設もっこく、前住所鹿児島県志布志市志布志町安楽3008番地５　芳春苑、鹿児島県志布志市志布志町志布志３丁目17番29―601号　サンパーム志布志イースト
債務者　野澤　朝美
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
富山市城村502番地　市営住宅222号
債務者　新鞍　市次
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９号
大分県佐伯市中の島３丁目５番35号カーサ中の島401号、住民票上の住所山口県山陽小野田市大字山野井2810番地７
債務者　武平　修平
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
青森県平川市本町村元３番地10
債務者　舩水　ナミ
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５１号
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井25　佐藤玲子方、住民票上の住所青森県南津軽郡藤崎町大字若松字森越62番地１
債務者　兵藤眞理子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
熊本市西区池上町582番地３
債務者　白石　俊朗
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４５２号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2816番地　町営下原北団地Ｂ―203号
債務者　宮川　　猛
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５２号
横浜市港南区港南台５丁目19番28号
債務者　杉村　紀子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３号
岡山市北区東古松２丁目４番５号　レオパレス東古松203号
債務者　津村　正隆
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３９号
岡山市北区青江４丁目３番23号　Ａコートヴィレッジ302
債務者　高林　香代
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部